

Instagram 福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課
公式サイト運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県県南地方振興局（以下「振興局」という。）が Facebook 社の写真共有アプリケーション Instagram（インスタグラム）に福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課公式サイト（以下「公式サイト」という。）を設け、県南地方の地域づくり、定住・二地域居住、観光及び商工労政等に係る取組等を情報発信する際に、必要な事項を定めるものとする。

(運営責任)

第2条 公式サイトへの情報掲載は、原則、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（以下「地域づくり・商工労政課」という。）が行うものとする。

(公式サイトのアカウント等)

第3条 公式サイトのアカウント等は以下のとおりとし、地域づくり・商工労政課において管理するものとする。この場合、パスワードは適宜変更し、古いパスワードは再利用しないこととする。

ア アカウント名 (ID)	shirakawa_style
イ 名前 (ユーザー名)	しらかわスタイル【福島県県南地方振興局】
ウ URL	https://www.instagram.com/shirakawa_style/
エ メールアドレス	kennan.promotion@pref.fukushima.lg.jp

(掲載対象)

第4条 掲載対象については、県内外に早急かつ広く周知すべきと県南地方振興局長（以下「局長」という。）が判断する情報全般とする。

(Instagram の題材収集方法)

第5条 Instagram の題材については、原則として地域づくり・商工労政課員が業務等から適切なものを収集することとする。

2 他機関等で Instagram に情報掲載希望がある場合は、別紙様式「Instagram 福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課公式サイトへの掲載について（依頼）」を局長あてに原則として掲載を希望する3日前までに提出するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(投稿コメント等への対応)

第6条 御意見等は、メッセージ機能又は振興局公式ホームページに掲載されているメールアドレスにより受け付けるものとする。投稿に対して表示される他の利用者のコメン

ト等については、可能な限り返信することとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、公式サイト運営に関して必要な事項は地域づくり・商工労政課長が別途定める。

附 則

この要領は、令和元年6月11日から施行する。